

平成十七年法律第二百号
日本郵便株式会社法

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 業務等（第四条—第十四条）

第三章 雜則（第十五条—第十八条）

第四章 罰則（第十九条—第二十四条）

附則

第一章 総則

（会社の目的）

第一条 日本郵便株式会社（以下「会社」といふ。）は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。（定義）

第二条 この法律において「郵便窓口業務」とは、簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百三号）第二条に規定する郵便窓口業務をいう。

この法律において「銀行窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約（以下「銀行窓口業務契約」という。）を締結する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「関連銀行」という。）を所定する銀行（以下「関連銀行」という。）を所属銀行（同条第十六項に規定する所属銀行をいう。）として営む銀行代理業（同条第十四項第一号及び第三号に掲げる行為に係るものであつて、会社が第五条の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）をいう。

一 会社が第五条の責務を果たすために銀行代理業を営むこと。

二 会社が営む銀行代理業の具体的な内容及び方法

三 会社の営業所であつて、銀行代理業を行うものとの名称及び所在地

四 その他總務省令で定める事項

第三条 会社は、その商号中に日本郵便株式会社といふ文字を使用してはならない。（第二章 業務等）

（業務の範囲）

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務

二 銀行窓口業務

三 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使

四 保険窓口業務

五 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使

六 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

八 会社は、前項に規定する業務を営むほか、そ

の目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。

（同法第三条第四項第一号に掲げる保険（第五条において「生命保険」という。）に係るものであつて、会社が第五条の責務を果たすために営むべき保険募集及び関連保険会社の事務の代行（同法第三条第四項第一号に掲げる保険（第五条において「生命保険」という。）に係るものである。以下この項において同じ。）をいう。

一 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第一条第一項に

営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）をいう。

一 会社が第五条の責務を果たすために保険募集及び関連保険会社の事務の代行を行むこと。

二 会社が営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行の具体的な内容及び方法

三 会社の営業所であつて、保険募集及び関連保険会社の事務の代行を行うものの名称及び所在地

四 その他他總務省令で定める事項

五 この法律において「郵便局」とは、会社の営業所であつて、郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うものをいう。

六 この法律において「所属保険会社等」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法第二条第二十四項又は第二十六項に規定する所属保険会社等又は保険募集をいう。

七 この法律において「銀行代理業」とは、銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。

八 この法律において「郵便局取扱事務」は、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

九 この法律において「郵便局」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

十 この法律において「銀行窓口業務」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

十一 この法律において「保険窓口業務」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

十二 この法律において「保険募集」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

十三 この法律において「関連銀行」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

十四 この法律において「関連保険会社」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

十五 この法律において「関連保険会社の事務の代行」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

十六 この法律において「関連保険会社の事務の代行」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

十七 この法律において「関連保険会社の事務の代行」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

十八 この法律において「関連保険会社の事務の代行」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

十九 この法律において「関連保険会社の事務の代行」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

二十 この法律において「関連保険会社の事務の代行」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

二十一 この法律において「関連保険会社の事務の代行」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

二十二 この法律において「関連保険会社の事務の代行」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

二十三 この法律において「関連保険会社の事務の代行」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

二十四 この法律において「関連保険会社の事務の代行」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

二十五 この法律において「関連保険会社の事務の代行」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

二十六 この法律において「関連保険会社の事務の代行」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

二十七 この法律において「関連保険会社の事務の代行」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

二十八 この法律において「関連保険会社の事務の代行」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

二十九 この法律において「関連保険会社の事務の代行」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

三十 この法律において「関連保険会社の事務の代行」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

三十一 この法律において「関連保険会社の事務の代行」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

三十二 この法律において「関連保険会社の事務の代行」は、前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条に規定する寄附金付郵便葉書等の発行

第一項に規定する他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受けなければならない。これを変更しようとするとき

二 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百二十号）第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務

三 前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

四 前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

五 会社は、第二項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

六 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

七 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

八 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

九 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

十 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

十一 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

十二 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

十三 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

十四 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

十五 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

十六 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

十七 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

十八 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

十九 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

二十 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

二十一 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

二十二 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

二十三 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

二十四 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

二十五 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

二十六 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

二十七 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

二十八 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

二十九 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

三十 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

三十一 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

三十二 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

三十三 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

三十四 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

三十五 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

三十六 会社は、前二項に規定する業務以外の業務を営むことによって、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

締結する前に、その内容を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第八条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受けられる権利を有する。

第九条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十三条第四号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する先取特権（株式）による一般の先取特権に次ぐものとする。

第十条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十二条 会社は、定款の変更、合併、会社分割及び解散の決議は、総務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第十三条 会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他会社の財産、損益又は業務の状況を示す書類として総務省令で定める書類を総務大臣に提出しなければならない。

第十四条 会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の次に掲げる業務の区分ごとの収支の状況

編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項
の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五
条の規定 公布の日

附 則（令和四年六月一七日法律第六八

号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日